

2023年4月号トピックス

労働省による説明 労働者保護法(第8版) 仏歴 2566年(2023年)」

仏歴 2566年(2023年)3月19日に官報公布され、仏歴 2566年(2023年)4月18日に施行となる労働者保護法(第8版)に関して、この法律は労働状況の変化に伴い仕事の態様を規定するために告示された法律です。被雇用者が雇用者のオフィス以外の場所で働くことや場所を選ばずに情報技術によって働くことを、雇用者と被雇用者が合意できるようになったため、労働者保護福祉局は同法に基づく解説を作成しました。正しく理解し、正しく実践するためです。

第1条 被雇用者が自宅または宿泊先で働き場所を選ばずに情報技術によって働くこと(関連法第23/1条第1項)

この場合、雇用者と被雇用者は、被雇用者が自宅や宿泊先で仕事をすることや、場所を選ばずに情報技術によって仕事することに合意することができます。このように、新しい働き方は、双方の合意によって確立される必要があることが見て取れます。雇用者がそのような働き方に同意していない場合、雇用者は被雇用者に自宅や宿泊先での勤務や、場所を選ばない情報技術による勤務を提供する義務はありません。被雇用者は雇用者が指定した場所に出勤する義務を負うものとします。

第2条 雇用者と被雇用者間の合意のための枠組み(第23/1条第2項)

第23/1条第1項に基づき、雇用者と被雇用者が、被雇用者が通常の勤務場所以外で職務上の労働を提供することに合意した場合、雇用者は、第23/1条第2項(1)~(5)に基づき、書面または電子データ形式で作成された詳細な合意書を作成する義務があります。

この場合、労働者保護法(第8版) 仏歴 2566年(2023年)以前に、被雇用者が雇用者の事業所外で働く、または情報技術による方法で働くという両者間の合意がある場合、雇用者は法律で定められた通りの書面または電子データフォームを作成する義務があります。

ただし、第23/1条(1)~(5)の第2項以外にも、勤務時間中のカメラ起動や勤務時間中の外出や宿泊の条件設定など、様々な内容を双方で取り決めることができます。

第3条 勤務時間終了後に被雇用者が雇用者との通信を切断する権利(第23/1条第3項)

被雇用者は、雇用者と合意した通常の労働時間の終了後、雇用者との通信を拒否する権利を有する。ただし、被雇用者が事前に書面で同意している場合を除きます。これは、通常の職場以外の場所で非労働時間外に働く場合、雇用者が非労働時間外に被雇用者と連絡を取ることができない理由から、被雇用者を罰することを防ぐためにも有効な措置です。

被雇用者は、雇用者が就業時間外に被雇用者と連絡を取ることができることに同意しているとしても、このような連絡は、緊急の必要性がある場合にのみ行われるべきであり、被雇用者の労働を伴うものであってはなりません。もし、両者間のやりとりで被雇用者が働かなければならなくなった場合、雇用者は法律で定められた時間外手当を支払わなければなりません。なお、被雇用者が契約を解除したい場合は、事前に書面で雇用者に通知する必要があります。

第4条 雇用者の事業所外で働く被雇用者の権利と義務(関連法第23/1条第4項)

被雇用者が雇用者の事務所外で働く場合および場所を選ばずに情報技術によって働く場合。被雇用者は、すべての点において、雇用者の事務所で働くのと同じ権利を持つものとされます。

第5条 法律の制裁

労働者保護法 仏歴 2541年(1998年)の第21/3条に従って働くことを奨励するため、それらが順守されていない場合に刑事罰はありませんが、両者がそのような方法で働くことに同意している場合、書面または電子データフォームが作成されていることとします。労働監督官は、雇用者に対

し、労働保護法仏歴 2541 年 (1998 年)の第 139 条(3)を遵守するよう命令することができるものと
します。